



10月1日からハラスメント対策が義務化されます。

10月1日施行の改正労働施策総合推進法によりカスタマーハラスメント対策が、改正男女雇用機会均等法により求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

- ① 職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる**
①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

【カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置】 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する

②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容(※)を、労働者に周知する

(※)管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する

④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する

⑥被害者に対する配慮のための措置を行う

⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する

⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

- ② 求職者等に対する「セクシュアルハラスメント」とは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。**

【求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置】

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する

②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する

③求職活動等に関するルール(※)をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

④相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する。

(上記カスタマーハラスメントに於いて「講ずべき措置」の④～⑩と同じ)



今こそ、事業を守る備えを！「BCP・事業継続力強化計画」の策定について

(9月は防災を考える月間です)

最近でも地震・豪雨・感染症など、私たちの暮らしと経済活動に影響を及ぼす災害が頻発しています。突然の災害により事業の継続が困難になるケースも少なくありません。そんな時、事前に「BCP(事業継続計画)」や「事業継続力強化計画」を策定しておくことで、被害を最小限に抑え、早期の復旧・再開が可能になります。

○ BCPとは？

災害や緊急事態が発生した際に、重要業務を継続・早期復旧するための計画です。従業員の安全確保、取引先との信頼維持、資金繰りの安定など、事業の“命綱”とも言える存在です。

○ 事業継続力強化計画とは？

中小企業庁が認定する制度で、策定・申請することで補助金申請時の加点や金融支援などのメリットがあります。防災・減災設備の導入や地域との連携強化にもつながります。

○ 策定するメリットは？

- ①災害時の混乱を最小限に ②取引先・顧客からの信頼向上 ③補助金・支援制度の活用
- ④従業員の安心と安全の確保 など

※簡易版事業継続力強化計画の策定では、補助金や金融支援といったメリットを受ける事は出来ませんのでご了承ください。

商工会では、「BCPおよび事業継続力強化計画」、「簡易版事業継続力強化計画」の策定支援を行っております。また「何から始めればいいのかわからない」「自社に合った内容が知りたい」などといったご相談も大丈夫です。この防災月間を機会に、事業の“備え”を見直してみませんか。

あなたの事業を守る第一歩を、商工会と一緒にサポートいたします！

被害を受けたら商工会にも連絡を！

風水害等の自然災害や火災などで被害を受けたら、商工会にもできるだけ速やかに一報をお知らせください。共済に加入している事業所にはその手続きについてお知らせする他に、市・県への被害報告の情報として活用します。(国は被害程度が地域に及ぶような激しいものなら激甚災害の指定をし、事業者支援の対策を講じます)

◎ 熊本地震に係る義援金にご協力をお願いします。 (受付窓口設置のお知らせ)

今年7月28日に発生した熊本地震により被災した方々の復旧・復興を支援するため、義援金の募金箱を金山町商工会窓口を設置しました。いただいた義援金は、全国商工会連合会を通じて被災地に届けます。会員の皆様のあたたかいご支援をいただきますよう、よろしくお願いします。(設置期限9月下旬まで)



大腸がん検診のすすめ ～事業継続は健康があってこそ～ (下呂市健康課からのお知らせ)

日本人が一生のうちに大腸がんと診断される確率は、男性で10.3%、女性で8.1%です。また、大腸がんによる死亡者数は年間5万3千人以上で、がん死亡全体の13.8%を占め、肺がんに次いで2番目に多く、罹患率は高齢化に伴い増加傾向にあります。

しかし検診を受けることで、早期に発見され治療を受ければ5年生存率が大きく高まると言われています。ぜひ検診を受けましょう。

【テレビ放送について】9月3日(木)19:30～放送予定となっています、NHK「あしたが変わるトリセツショー」では、大腸がん検診がテーマとなっています。その中で下呂市は「がん検診向上プロジェクト」に参加しているため、下呂市の名前も表示されます。ぜひご覧ください。

お問い合わせやご相談は 金山町商工会まで

〒509-1614 金山町大船渡 571-1 (金山振興事務所 2 階) TEL 32-3370 FAX 32-2882